

# Hand in Hand

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚——それは旅の半ばの一つの出来事。新たな旅立ちをした女たちはいま手を取り合い、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。ハンド・イン・ハンドは、生きやすい社会をめざし支えあう女たちの、流木である。

## Vol.244

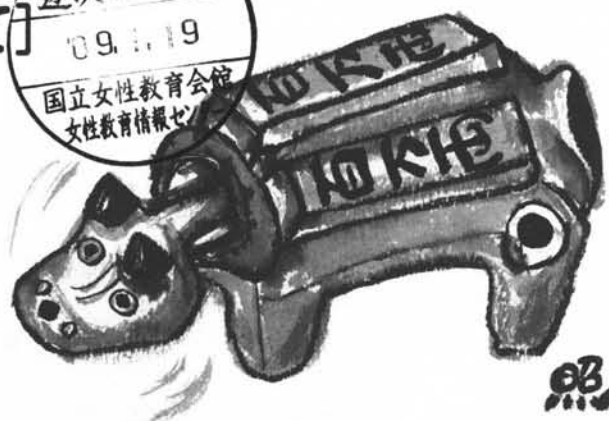
### [家族と地域の根っこを探して]

—4月25日に30周年記念イベント開催—

逐次刊行物

9.1.19

国立女性教育会館  
女性教育情報センター



■麻生総理の地元福岡の母子世帯比率は全国で6番目に高く、生活保護率は5番目。大金持ちのお坊ちゃんとはいえ、仮にも長く国会議員をしていて、今はこの国の最高経営者ですから、当然、この年末を越せないという瀬戸際にいる人々や、働いても働いてもまともな収入を得られないワーキング・プアの典型的母子家庭のことに思いをめぐらすくらいはするだろうと、昨年末、予算委員会に引き続いて、財政金融委員会でも質問しました。母子世帯の1人頭の平均年収はいくら位かご存知かと。よほど低いことは私の口調でわかったらしく、「うーん、100万円台位？」と麻生さん。

■母子世帯3人で300万円あればみんな苦労しませんよね。実際は65万円×3=195万円。200万円にも届かない収入で子ども2人を育てています。さらに派遣やパートといった非正規が多いから、この不況で仕事を失う人が続出する可能性が高い。一刻も早く大胆な二次補正予算を提出し、不安のない正月が迎えられるように実効性のある政策をスピーディに打つべしと迫りましたが、来年、つまり2009年にやると言うばかり。景気対策が最優先、政局より政策というのは、その通りですが、有言不実行とは情けない。こんな総理を持つ国民は不幸です。一刻も早く総選挙で国民の信を問ってもらいたいものです。

■小泉改革後、この国の所得格差は広がり、教育格差、健康格差まで生まれています。産科医が少なくなっていることももちろん大問題ですが、救急車でたらい回しにされてしまう中に多いのは、妊娠中に検診を受けずにいる人たちです。妊娠が判明した時から、同じ助産師や医者にかかっていたら、いざという時たらい回しになる比率

は低い。つまり、検診を受ける費用もない人や出産費用が払えない人たちがいるのです。

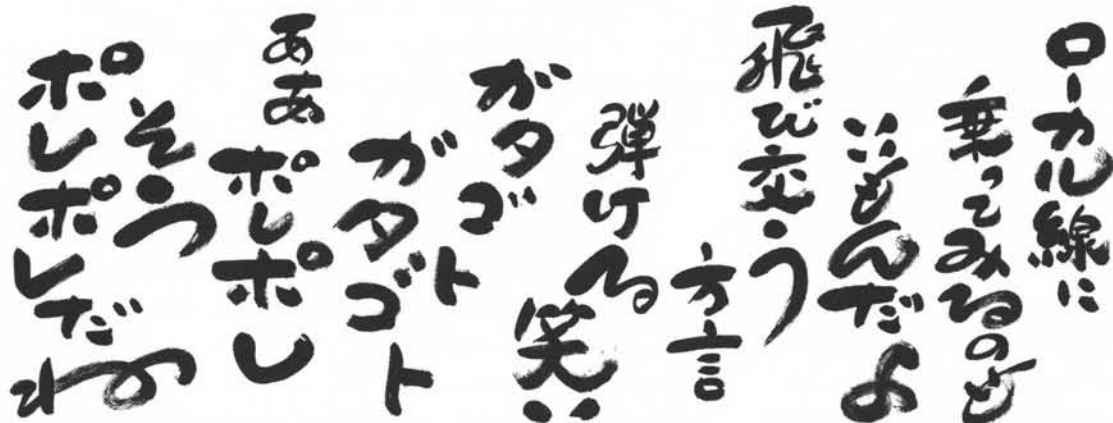
所得の高い人たちまでに支給する定額給付金よりも、出産・妊娠検診の無料化、雇用保険のない失業者のための生活給付金と技術取得の訓練等々、有効な予算の使い道があるはずですよ。

「俺は健康に気をつけているから医療費を使わないですんでいる」という総理は、朝から晩まで働いて子どもを育て、体調が悪くても病院に行く余裕もない人、入院などすればその分の収入がなくなる人の生活など想像もできないのでしょうかね。

■今年は1979年にニコニコ離婚講座を開いてから30年の節目に当たります。そこで、貧困が母子家庭を押しつぶさないように、子どもたちに貧困の連鎖が及ばないように、母親の安定した雇用、父親の扶養義務と面接交渉、そして新しい家族のあり方や地域のつながり等、人々の生きやすい社会のありようを模索するシンポジウムを開催することにしました。春休みに会場が取れなかったため、4月25日(土)に行いますが、その夜は泊まりがけで話し合えますので、今から日程をあげ、ぜひ参加して下さい。昨夏の神戸での合宿も大変有意義でした。全国からのご参加お待ちしております。

300人収容のホールでのシンポジウムや分科会での新しい友人知人ができ、ネットワークが広がる楽しみもあります。体験談披露、相談会、占いや余興等々、様々な催しも企画しています(詳細は次号に)。

(円より子)



※「ポレポレ」とは、スワヒリ語で“ゆっくりいこう”という意味。

画と書：浅野照子

# DV対策先進国 鳥取・被害者支援の現場から

## そもそもDVって何？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、本来配偶者や婚約者、恋人など親密な関係にある男性が女性に振るう暴力です。それは身体的・精神的暴力だけでなく、性的暴力、経済的暴力、社会的・文化的暴力と多岐に渡ります。

被害の9割は女性で、暴力の原因として「夫が妻に暴力を振るうのはある程度仕方ない」といった社会通念や、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、社会構造的問題も大きく関係しています。

また、妻からの離婚理由として性格の不一致に次ぐ第2位に挙げられ、女性の10.6%が配偶者から上記の暴力をいずれか一つでも受けたことが「何度も」ある(内閣府調査、平成17年)といえます。

DV特有の問題として、別居後の生活をする際に居住地が判明しないよう、認定による住民票の非開示措置をとる必要などがあり、行政の柔軟な対応が求められます。

## 90年代、日本で社会問題に

国際的には1970年代から米国を中心に暴力を受けた女性たちの運動が展開され、シェルター(一時避難所)ができ始めます。75年に始まった「国連女性の10年」により、世界の女性の状況が報告されました。

日本でも1970年代に、売春防止法の婦人相談所を改組させ、公的シェルターとして利用し始め、80年代には女性たちが民間のシェルターを立ち上げるようになりました。92年には、女性グループ「夫(恋人)からの暴力調査研究会」が日本で初めてのDV実態調査を行い、ようやく日本でも社会問題化。

1995年の第4回世界女性会議では女性に対する暴力を重大問題とする行動綱領が採択され、各国が行うべき施策を謳っています。

こうした状況を受け、日本でも2001年に配偶者暴力防止法(DV防止法)が成立しました。当初は対象となるのは法律婚した配偶者からの身体的暴力だけでしたが、これまでに2度改正され、事実婚や元配偶者や精神的暴力、子どもの保護等ある程度含まれるようになり、より被害者保護の実効性の高い運用を目指しています。

相談所としては配偶者暴力相談支援センターが全国に180カ所あり、そのほか交番や役所の相談窓口、電話相談などでも受け付けています。そのほか公的シェルターとして位置づけられるのは婦人相談所・婦人保護施設・母子生活支援施設で全国計347カ所、民間シェルターは105カ所に存在しており、相談機関などに問い合わせれば教えてくれます。

## 鳥取・民間シェルター運営者からの声

DV被害者支援ネットワーク鳥取は、2000年5月20日正式に設立され、DV被害者等を、職場・学校・医療等地域をあげて守り抜くための民間シェルター「れんげそう」を会費・寄付と鳥根・鳥取両県からの委託料で運営しています。本人負担はありません。

「れんげそう」では基本的に下記1~6の様に、行政運営の一時保護所では禁止されていることを可能にして、人的支援を駆使して安全・安心を提供していくことを責務と考えています。

DV・虐待は重大な人権侵害であるだけでなく、被害者やその子ども達にもPTSD等様々な病気や、アダルトチルドレンという対人関係の困難をもたらし、社会生活を困難にする根の深い社会問題であり、世代間伝播の温床という面も持っています。連日報道される殺人・傷害事件は背景にこの様な問題をかかえているケースが多いことは、皆さん周知のことと思います。

「命をまもる」という重大な責任を請け負うこの活動は、使える人は誰でも使い、智恵を駆使して、人の温かい輪の中で被害者が守られてこそうまくいくものと実感しています。

- .....「れんげそう」の特長.....
- 1、学校・仕事には休まず通う。保育支援5日
- 2、車・携帯(GPS機能の無いもの)・飲酒・喫煙OK
- 3、保護命令(退去命令)が出るとサポートグループが2時間で引越しを完了する頼もしさ
- 4、アトピー対策に無農薬の米・野菜を栽培
- 5、退所後もサポートグループの例会・行事で助け合い。シェルターは「実家」
- 6、外国人の被害者には母国語での通訳5回、フィリピン・タイの各種調味料も用意
- 7、葬儀、祝い事などへの支援の人々多数
- 8、保護命令・離婚・借金整理等はスタッフと共に自力で行える。弁護士に法律扶助を使って委任も有
- 9、2009年お墓ができる予定
- .....

## 先進的な鳥取・鳥根の行政支援

また、行政の力強い施策がなくては、財政的に続きません。鳥取県では、1998年頃から、当会の前身である民間の被害者支援組織が相談活動を始めていました。DV防止法の骨子検討のため、東京・永田町まで出掛けた日々が遠くよみがえってきます。あの頃は、周囲からの熱い支援と、「放火する」などの脅迫まがいや妨害のなかで、心の中でこの世の「理不尽」に対して

妻からの離婚理由の第2位にあげられるDV（ドメスティック・バイオレンス）。DV防止法制定・改正などを経て日本でもようやく対策が本格化し始めているが、現場では何が変わったのだろうか。そこで、全国でも支援が先進的といわれる鳥取・島根地域で、被害者保護に取り組む梅林智子さんから、シェルターの様子や、行政支援の状況・課題についてご報告をいただいた。

青い炎を燃やしていました。いつの日か現状に合う、警察・行政にしなければ、女性や子どもたちの涙に報いられないと強く誓っていました。

そして2001年4月、DV防止法が全面施行され、シェルターの家賃が月額3万8000円補助されることになりました。行政による支援が本格的にスタートしたのです。新しいシェルターに第1号の被害者を受け入れた3月31日の帰り道、自然に涙が溢れ、我ながら「鬼の目にも涙だな〜」と湧き上がる喜びをかみしめたものです。

その後2004年12月、鳥取県は全国に先駆けて「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定、第二次DV防止法改正が行われた08年1月には、シェルターまでの避難経費、医療費（入院、診察）、自立支援費用（託児・通訳・家賃・敷金など）、退所後支援経費（約3万円）などでの補助金がおりのようになりました。ただしスタッフの件費補助はありません。

また島根県では、被害者向けに以下の2つの施策があります。

1. 自立支援貸付金制度（上限30万円）
2. ステップハウス運営の家賃補助（3ヶ月）

貸付金制度は民主党の白石恵子県会議員が今年度からスタートさせていますが、実務面で貸付条件が厳しく今後の手直しが必要です。

松江市の市営住宅は空きがあればDV被害者を最優先で入居させてくれます（※編集部註：全国的には母子家庭と同条件の優遇までが多く、DV被害者の緊急性に対応できていない）。民間住宅を借りる場合、両県とも保証人に女性センター所長がなれるよう負担軽減の措置がとられることになりました。民間ボランティア組織が何の後ろ盾もなく保証人にならざるを得ない状況が、ついに2007年に、終わりました。

## 望ましい警察の対応

警察の担当課である生活安全課について申し上げると、島根県警が実施している、男性のベテランに中堅の女性の組み合わせでの対応が大変有り難いです。シェルターや被害者への対応は女性中心、保護命令の説明や違反への対応は男性中心と常に連携しながらのコンビネーションは見事です。鳥取県警も現行の男性のみの対応から島根型になっていただきたいと願います。

また白石議員の11月議会質問で、DV・ストーカールの警察対応についての答弁で、沖縄県の「犯罪被害者通報システム」を島根県にも導入する考えが示され対策が進んでいます。

DV被害者支援ネットワーク鳥取代表 梅林智子

## 全国のDV被害者支援状況

報告のとおり、鳥取県や島根県では、全国に先駆けてDV対策が進んでいると言えます。

全国的に見ると、平成20年の第2次DV防止法改正では、それまで都道府県レベルの義務だったDV対策の基本計画の策定が市町村レベルで努力義務になったり、支援センターの緊急保護（婦人相談所の一時保護以前の避難）の役割が明文化されるなど、私たち市民が被害にあったときに、より素早く柔軟に対応できるような身近なレベルでの措置がとられ始めています。たとえば、

◆岡山県岡山市では24時間の電話相談対応に加え、必要であればタクシーで被害者を緊急保護する取り組みをタクシー会社と連携して行っている。

◆愛知県名古屋では一時保護の後、被害者の自立支援のため、中期滞在支援事業（ステップハウス）を実施。これは被害者が市営住宅を2〜6カ月間利用できるようにして、生活の安定と自立支援の足がかりにするもので、生活資金の一部も支給される。

◆千葉県野田市は、全国に先駆けて公設シェルターをもち、市外からの受け入れ保護のための行政間の連携強化や、緊急生活支援資金助成（市在住者に限り、緊急保護時に所持金無しでシェルターに入所した場合、2万5000円を補助、返済義務なし）などを行う。

## 世界のDV対策と今後の課題

欧米では、DVの対象が夫、パートナー、恋人と広く、英国や仏国では、同性カップルにも適用しています。

保護命令の対象も、米国では子ども、両親、兄弟を含む全ての家族員が保護の対象となっています。保護命令の期間は被害者に住居の占有権が認められ（ドイツでは別居中）、最年少の子どもが18歳になるまで認められる場合もあり、最年少の子どもが成年になるまで、加害者が住居を売却したり貸与することは禁止されます。

そして、子どもの親権・監護権は加害者には与えられず、面接交渉も禁止され、面接交渉をする場合は、保安要員のいる児童指導センターでソーシャルワーカーの監督の下で行うよう制限されます。生活費や養育費、裁判費用の支払いも命じられます。

日本では法制度の整備だけでなく、就労や住居、社会保障等、被害女性や子どもの生活再建支援が大きな課題です。今後も、政府や行政に働きかけ、法制度やその運用を実効性のあるものにしたいと思います。

（向井・山崎）



# 直撃！ 誰のための貸付制度なのか？ ～シングルママの母子寡婦福祉資金貸付金～

## ◎シングルママ向け公的ローン

「母子寡婦福祉資金貸付金（以下、貸付金）」には、修学資金、生活資金、事業開始資金など、12種類あり、保証人が必要ですが、利率は無利子が3%と低利で、償還期間も3年～12年となっています（一覧表参照）。利用したい方は、最寄りの役所の福祉課か社会福祉事務所でお問い合わせ下さい。資金の中で一番利用されているのは子どもの修学資金（35,520件・71.2%（2007年度））、就学支度資金（10,162件・20.4%）と続き、昨年度の貸付実績は全4万9912件、2,351万7245円でした。母子家庭の経済状況を反映してか、償還率は5割程度だそうです。

## ◎これじゃ借りられない？

シングルマザーのSさんからこんな話を聞きました。

「4月の子どもの大学入学に備え、貸付金の就学支度資金と修学資金を借りようと市役所へ行ったら、『利用するには、同県内に住む60歳以下の別居している三親等以内の親族で、年金以外の固定収入のある人が連帯保証人として必要』と言われました。思わず、『そんなに都合のいい保証人をつけられる人はいない』と市役所の人に言うと、実際に利用している人は少ないということでした。

私は一人っ子のため保証人が立てられず、結局利用できませんでした。育英会では保証料を払えば保証人は不要な

のに。どこからも援助が受けられない母子家庭が使えない制度はおかしいですね。そこで早速、厚生労働省に問い合わせました。

担当者によると、修学資金や就学支度資金、修業資金、就職支度資金については、2003年度から子ども名義で借り、母親が保証人になれるようになったとのこと。その他の資金も、保証人は必要ですが、国としては年齢制限や所得制限はしておらず、制度上返済能力は問われますが、預金や家屋等の不動産などの資産があれば、年金生活者でも保証人になれるそうです。また、親族だけでなく友人でもOKだそうです。

## ◎国と地方の対応の差はなぜ？

貸付金の予算は、3分の2を国が拠出、3分の1を都道府県が拠出します。貸付の実施は都道府県、指定都市又は中核市が行います。地方財政の逼迫、母子家庭からの償還率が低いことを理由に、各自自治体・窓口担当者によっては、審査前の時点でSさんの例のような厳しい要件を付けてくることがあるのでしょうか。

しかし、国や地方行政からも、きちんと返済能力が証明できれば借りることができるはず。窓口の対応で諦めず、おかしいと思ったらハンド事務局に連絡してください。

そもそも年をとった親や友人に相談して保証人になってもらうことは難しく、保証人がいること自体が問題なのです。保証人が不要になるよう国会に働きかけていきます。

## 弁護士二一〇番

《回答者》 弁護士 松山 理香  
☎〇六・六一三〇・五六一〇

### 夫が相続した家・財産はもらえるか？

**Q**

結婚して16年、中3、小6、小4の娘がいます。夫は自営で工務店を開いています。3年前に夫の両親が亡くなり、遺産が入ってきてから働かなくなりまして、遊んでばかりです。私も仕事を手伝っていましたが、従業員にも給料が払えずに辞めてもらい、休業状態です。

一年前からは、夫は借金があるから生活費は払えない、とお金を入れなくなり、私がパートに出て何とか生活しています。最近、外泊も増え、浮気をしているようで、離婚を考えたようになりました。

家は夫が相続し、夫名義なのですが、子どものためには離婚後もこのまま住み続けたいので、財産分与でもらえないでしょうか。夫は借金があると言っていますが、請求書を見たこともなく、お金に困っているように見えません。株等で儲けているかもしれませんが、養育費もきちんと取り決めたいし、今までの生活費も請求できるように。費用も請求できるように。

**A**

財産分与の内容は、夫婦の協力によって築いた財産の額やその他一切の事情を考慮して決められることとなります。相続財産は、夫婦で築いた財産ではありませんので、残念ながら、相続した家自体は基本的に財産分与の対象にはなりません。

質問者の場合は、夫婦で築いた財産がないようですが、夫が働かず、生活費も払ってくれなくなり、また、浮気もしているという点で、離婚をしたいということですから、慰謝料を請求することが考えられます。また、これまでの生活費の請求をすることもできます。

そこで、慰謝料やこれまでの生活費を財産分与その他一切の事情として考慮してもらったり、金銭の代わりとして家をもらうことが考えられます。ただ、家の価格によっては、家をもらうのは、難しいかもしれません。



# 👉ひと目でわかる！母子寡婦福祉資金貸付金

(平成20年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象	資金の内容	貸付限度額	据置期間 (以内)	償還期間 (以内)	利息
事業開始資金	母	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金	2,830,000円 (団体:4,260,000円)	1年	7年	無利子
事業継続資金	母	現在営んでいる事業を継続するために必要な材料等の購入資金又は事業の拡張資金	1,420,000円	6か月	7年	無利子
技能習得資金	母	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金	月額:50,000円 (特別:運転免許460,000円) (特別:その他600,000円)	1年	20年	無利子
就職支度資金	母又は児童	就職するために必要な被服、身の回り品及び通動用自動車購入資金	100,000円 (特別:320,000円)	1年	6年	無利子
住宅資金	母	現在住んでいる住宅を増、改築及び補修するために必要な資金	1,500,000円 (特別:2,000,000円)	6か月	6年 (特別7年)	年3%
転宅資金	母	住居の移転に伴う敷金などの一時金や運送費にあてるための資金	260,000円	6か月	3年	年3%
結婚資金	児童	扶養している児童・子等の婚姻に必要な資金	300,000円	6か月	5年	年3%
生活資金	母	(1)技能習得中(2)医療介護期間中(3)離職から1年以内の失業期間中(4)母子家庭になって間もない期間中(※養育費取得のための裁判等に必要の費用を含む)の生活資金	(1)月額:141,000円、 (2)(3)(4)月額:103,000円、 生計中心者でない場合は 月額:69,000円 ※一括:1,236,000円	6か月	(1)20年、 (2)5年、 (3)5年、 (4)8年	(1)(2)は無利子、 (3)(4)は年3%
医療介護資金	母又は児童	医療及び介護を受けるのに必要な資金で健康保険・介護保険の自己負担分その他必要経費にあてるための資金	医療:340,000円 (特別:480,000円)、 介護:500,000円	6か月	5年	無利子
修学資金	児童	高等学校、大学又は専修学校就学中の学費、書籍代、交通費等に必要の資金(※私立・公立、自宅・自宅外通学などにより額が異なる)	月額)高校 30,000~52,500円 大学/高専 54,000~96,000円 専修学校 29,000~43,500円	卒業後 6か月	20年 (専修[一般] は5年)	無利子
就学支度資金	児童	小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校及び修業施設(各種学校等)へ入学及び入所する際の入学資金	39,500円~590,000円 小、中、高、大学等により金額が違います。	卒業後6か月	20年(専修[一般]、修業施設は5年)	無利子
修業資金	児童	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等の資金(修業施設在学学生)	月額:50,000円 (特別:460,000円)	1年	6年	無利子

※この資金の償還にあたり滞納があった場合、年10.75%の違約金が徴収されますので、計画的に活用してください。

※ケースにより据置き期間や貸付金額などが異なりますので、融資を受けたい場合はお住まいの市町村又は地方総合事務所の窓口にご相談を。

**《事務局より》** 上記但し書の違約金が、年10.75%と「100万円借りたら、年10万7500円なんて高過ぎる!」と驚かれた方も多いと思います。でも、厚労省の担当者によると政令に「災害ややむを得ない理由がある場合は違約金を払わなくてもよい」という規定があり、病気や失業で仕事がない場合や、経済的に払えない場合、窓口にご相談して払えるようになるまで待ってもらおう等返済計画を交渉すれば、違約金は発生しないそうです。今後、窓口の対応についても調べて報告します。

■ 不連続シリーズ／ハンド探検隊が行く!! ② ■



インターネット、ホームページ(HP、Webサイト)、ブログ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、メールマガジン(略してメルマガ)……すでに使いこなしている方も、横文字のオンパレードに拒否反応がある方もいらっしゃることでしょ

昨年1月に実施した会員アンケートでは、「パソコンがないので私には不必要」から、「イチ早い情報をメルマガなどで届けてほしい」「HPを充実させて」まで、幅広い声が寄せられました。

「いろいろな立場の方が、それぞれの方法で、必要な情報や仲間に出会えるチャンスをつくりたい」と、ハンドの会は、電子メディアからの情報発信も徐々にスタートさせています。

ここでご紹介する、新しく始まった電子サービスの「入口」を参考にして、このお正月休みに 電子メディアの世界を探検して、新しいハンドの会の楽しみ方・活用方法を発見しませんか？

① 「ハンド・イン・ハンドの会」公式ホームページで、最新情報をチェック!

昨年、8月18日を「ハンド・イン・ハンドの日」と(勝手に)定め、それを期にホームページをリニューアル・オープンしました。

使いやすく、情報満載。東京と大阪を中心に、全国で随時開かれる「離婚講座」や「お役立ちセミナー」の情報や、その報告も掲載されていますので、お見逃しなく!

定期的に右の😊部分の最新情報をチェックされることをお勧めします。興味のある項目をクリックすると、詳細情報が現れ、「会員限定」「一般公開」別に参加方法などがわかります。

\*

表紙を開く方法は、次のいずれか。

①インターネット接続ページの冒頭の帯に、下記アドレスを入力↓↓↓。

<http://www.gendai-kazoku.jp/>

②検索エンジン(Yahoo!やGoogle)の冒頭の帯に、下記を入力して「検索」をクリック↓↓↓。

ハンドの会	検索
-------	----

いくつかの候補が出てきますが、会の公式HPを選択します。

一度、表紙を開いた際に、「お気に入り」に登録するか「ブックマーク」をつけるかをしておくと、次回からはすぐに開けます。

▼ホームページのトップ(表紙)イメージです。

H in H INFORMATION  
ハンドインハンドからのお知らせ

- 【12月20日 東京】ハンドの会2008忘年会
- 【12月 6日 大阪】ニコニコ離婚講座開催
- 【11月22日 終了】大阪グループトーク
- 【終了】再就職に有利になる! 好印象をつくるプロのメイク講座

▼ハンドの会とは  
「離婚してよかった?」離婚前後は不安がいっぱい、ハンド・イン・ハンドの会には仲間がいます。一人で悩まず、一緒に前に進みませんか? (詳細をみる・・・)

▼離婚講座  
「離婚は十人十色」焦って離婚して後悔や苦勞しないために、まずは情報を集めましょう! (詳細をみる・・・)

▼代表 円より子  
「離婚はひとつの生き方」離婚を考えることは、自分の生き方を考えること。あなたらしい生き方、考えてみませんか? 代表、円より子のご紹介。(詳細をみる・・・)

▼参加するには  
「離婚を冷静に考えられるようになった」「心のよりどころができた」ハンド・イン・ハンドの会には「情報」と、気持ちを共有できる「場」があります。(詳細をみる・・・)

▼離婚110番  
「配偶者の浮気、慰謝料、調停、子どもの親権...」一人で悩まず抱えていませんか? まずは無料電話相談へ。  
☎03-3267-1835

▼仲間との活動  
「離婚は大変だった?」「母子家庭の暮らしは大変?」離婚は人生の大きな決断。離婚の先輩だからこそ、聞ける話があります。(詳細をみる・・・)

▼離婚 & 母子家庭ガイド  
「知っておいてよかった」お金のこと、法律のこと、支援制度のこと。知っておくと得すること、知らないで損することがたくさんあります。まずは身近なことから勉強しましょう。

●表紙を開くたびに、ここに新たな、元気の湧くメッセージが現れます!

●最新の講座やイベント情報。2カ月に一度届く会報誌ではフォローできない情報のチェックはここで!

実際には、イラストや写真入りです。

●「離婚」という言葉が頭をよぎった瞬間から、離婚後の暮らしで困ったときまで役に立つ“情報データベース”。離婚までの準備編、離婚を進める編、離婚とお金編、離婚と子ども編、母子家庭お役立ちガイドまで、発会30年の実績に基づく知恵がギッシリ詰まっています。

## 2 メールマガジン配信。登録を!

メールアドレスを登録していただくと、「離婚講座」や「お役立ちセミナー」の開催情報や詳細ほか、お得&役立つ情報をメールでお送りします。不定期刊。



登録したいメールアドレス(パソコンでも携帯電話でもOK)から、下記宛にメールをお送りください。件名(メールタイトル)は「メール配信希望」に。また、メール本文には必ずあなたの「氏名」をご記入下さい。

✉

また、途中で配信をSTOPして欲しい場合も、件名に「メール配信停止を希望」と書き、「氏名」と共に上記まで送信をお願いします。



## 4 ミクシィにて『離婚110番』コミュニティ開設。仲間づくり&情報交換を!

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)をご存知ですか? インターネット上で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制サービスです。そのひとつ、「mixi(ミクシィ)」に、ハンドの会事務局が『離婚110番』というコミュニティ(グループ)を開設しました。

携帯電話&パソコンでインターネットを利用して、mixiに会員登録をした方なら、どなたでもコミュニティのメンバーになれる、ネット上で母子家庭についての情報交換、相談、仲間作りができます。

会員登録料や利用料は“無料”。ただし、利用している間の「通信料」はかかりますから、特に携帯電話から利用される方は、Web利用やメール送受信にかかるパケット通信料について、“定額制(どれだけ使っても一定金額)”の料金プラン契約をなさっての利用をお勧めします。

また、mixiの会員になるためには、すでに会員になっている方の「招待」が必要。これから会員になりたい方のために、以下、利用の流れをご説明しますね。



- ① info@gendai-kazoku.jp まで、「mixi招待希望」とメールを出す。
- ② mixi運営事務局から「ハンドの会から招待状が届いています」というメールが届くので、その中の登録用URLから、所定の項目を書き込んで仮登録する。  
名前の登録は本名でなくてもかまいません。本名登録すると、音信不通で連絡先もわからなくなっていた知人

## 3 スタッフブログから覗く最新事情

「ブログ」とは、インターネット上の日誌のようなもの。ハンド事務局スタッフのブログを下記アドレスから読めます。

[http://blog.livedoor.jp/hand\\_in\\_hand2008/](http://blog.livedoor.jp/hand_in_hand2008/)

ハンドの会HP表紙左サイドの「↓スタッフブログはこちら↓」をクリックしてもOKです。携帯で読むには、右のQRコードをバーコードリーダーで読み取ってください。



「離婚やひとり親関連の知っておきたい知識やイベント情報、スタッフ奮闘記を毎週更新♪」との宣言とおり、外部のイベント(「なくそう!子どもの貧困/市民フォーラム」)に参加した報告や感想、出会った方から得たもの、ハンドの会運営の苦労や裏話、そしてスタッフたちの日々の雑感が綴られています。

文章お尻の[Comment]をクリックで感想が書き込めたり、他の人の感想を読めたりも。「同感」「すごいっ!」と感じたら[拍手]をクリックして、賛同の意を表してくださいね。

などが、あなたをmixi内で探し当ててメール連絡があるなどのサプライズがあったりします。注意事項を確認し、メリット、デメリットの両面をよく考えて、仮登録を。

- ③再度、mixi運営事務局から、「登録の確認」というメールが届きます。その中のURLから、本登録を。
- ④上記で登録したパスワードを使って、mixiにログインし、サービス利用を始められます。まずは「利用上の注意事項」をよく読み、「mixiの楽しみ方」でどんなことができるのかザッとつかむことをお勧めします。わからないことは、「ヘルプ」を参照。

- ⑤ハンドの会のコミュニティへの参加方法は、パソコンの場合は「コミュニティ」から、携帯の場合は「検索」→「コミュニティ検索」から入り、キーワード『離婚110番』と入力して検索ボタンをクリック。右のかわいいプタさん写真のトップページが現れますので、「このコミュニティに参加」をクリックして、メンバー登録が完了です。みんなに相談したい事柄のトピックを立てて、離婚の悩みや情報交換することができます。悩みを共有できる友人を探すことも可能ですよ。



ハンドの会員以外にも、mixi内の散歩でこのコミュニティに出会い、興味を持ってメンバーになった方もいらっしゃいます。ぜひ、あなたも参加して、お友だちも誘い、一緒にコミュニティを盛りあげていきましょう♪



